
令和5年 第3回（定例）由布市議会会議録（第6日）

令和5年9月22日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和5年9月22日 午前10時00分開議

日程第1 請願について

日程第2 認定第1号 令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」

日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」

日程第6 議案第59号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第7 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第61号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について

日程第9 議案第62号 字の区域の変更について

日程第10 議案第63号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第64号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第65号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第66号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第67号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第68号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 報告第20号 専決処分の報告について

日程第17 報告第21号 専決処分の報告について

追加日程

日程第1 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願について
- 日程第2 認定第1号 令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第6 議案第59号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第7 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第9 議案第62号 字の区域の変更について
- 日程第10 議案第63号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第64号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第65号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第68号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第21号 専決処分の報告について

追加日程

- 日程第1 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 首藤 善友君 | 2 番 | 志賀 輝和君 |
| 3 番 | 佐藤 孝昭君 | 4 番 | 高田 龍也君 |

5番	坂本 光広君	6番	吉村 益則君
7番	田中 廣幸君	8番	加藤 裕三君
9番	平松恵美男君	10番	太田洋一郎君
11番	加藤 幸雄君	12番	甲斐 裕一君
13番	佐藤 郁夫君	14番	渕野けさ子君
15番	佐藤 人己君	16番	田中真理子君
17番	鷲野 弘一君	18番	長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	馬見塚美由紀君	書記	松本 英美君
書記	中島 進君	書記	生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	庄 忠義君
財政課長	大久保 暁君	総合政策課長	一法師良市君
会計管理者	佐藤 幸洋君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
商工観光課長	古長 誠之君		
福祉事務所長兼福祉課長			武田 恭子君
挾間振興局長兼地域振興課長			小野嘉代子君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長			後藤 睦文君
湯布院地域整備課長	一野 英実君		
教育次長兼教育総務課長			日野 正美君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。私も、議長としての最後の登壇でございます。気合い入れて頑張ります。よろしくお願いします。

議員及び執行部各位には、連日の委員会審査等お疲れのことと存じます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は１８名です。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議員日程は、お手元に配付の議事日程第６号により行います。

○議長（長谷川建策君）　まず、日程第１、請願についてを議題とします。

今期定例会に付託いたしました請願３件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君）　おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。

請願審査報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第１４３条第１項の規定により報告します。

記。

日時、令和５年９月１５日金曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館３階、第１委員会室。

出席者は記載のとおりです。

書記は議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果。

請願受理番号３、受理年月日、令和５年８月１８日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

委員会の意見。

本請願は、地方公共団体では、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備や人口減少下における地域活性化対策、物価高騰対策、脱炭素化をめざした環境対策、行政のデジタル化推進など、極めて多岐にわたる役割が求められ、その一方で、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス対策や近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

そのようなことから、政府に対して2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

本請願については、紹介議員から、請願の趣旨や地方財政確立の必要性についての聞き取りを行いました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

審査の結果、採択すべきと決定。

受理番号5、受理年月日、令和5年8月28日。

件名、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願。

委員会の意見。

本請願は、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求めるものです。

委員会として、請願者の出席を求め、インボイス導入により、急激な物価高騰等の影響を受けている中小・小規模事業者等にさらなる事務負担の増を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあることなどの説明を受けました。また、由布市商工会にも確認したところ、制度導入に際し説明等の準備はしているものの、会員からの不安の声も出ていることの確認もしました。

委員会としては、国の動向を注視するためにも趣旨採択と決定しました。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定しました。

審査の結果、趣旨採択すべきと決定。

以上です。よろしくお取り計らいお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の平松恵美男でございます。

請願審査の結果を報告します。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和5年9月15日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は教育民生常任委員全員でございます。

書記は事務局。

裏面を御覧ください。

審査の結果、下記のとおり。

請願受理番号4、受理年月日、令和5年8月21日。

件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

委員会の意見。

本請願は、学校現場の環境改善、教育の機会均等と水準の維持向上、少人数学級の推進を国に要請するものである。

委員会としても、教育環境改善のためには、少人数学級の推進や、義務教育費国庫負担制度の堅持などは必要不可欠であり、引き続き国に要請していくべき、との意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定した。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号3、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてに関する請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、受理番号3の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願受理番号4、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決をいたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、受理番号4の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願受理番号5、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） この請願に対する紹介議員をいたしましたが、全国的にも、今、インボイス制度導入をめぐって、ここに書かれてあるように、小さな業者、様々な独りでやっている方とかが、実際、この免税事業者であるが、その取引先からそういうものを求められるんです。そうしたときに、どうしても排除される、それは。

これは小さな業者、普通の業者だけではなくて一般の農家にも、場合によっては大きな弁当屋さんとか納めたりするときに、こういう可能性も出てくるわけです。

ぜひ、これを採択すべきというふうに考えておりますが、よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、受理番号5の請願は委員長報告のとおり趣旨採択とすることを決定しました。

_____・_____・_____

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第68号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）までの14件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） それでは、総務常任委員会委員長、田中真理子です。

総務常任委員会の審査の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

記。

日時、令和5年9月15日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は記載のとおりです。

担当課も記載のとおりです。

書記は議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果。

事件の番号、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」。

経過及び理由。

本件は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億9,387万円とし、令和5年6月から的大雨災害に係る対応及び復旧対策費であり、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年6月30日付けで専決処分を行ったものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定しました。

事件の番号、承認第8号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」。

経過及び理由。

本件は、一般会計歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,491万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億1,878万5,000円とし、物価高騰の影響を受けている高齢者施設や障がい者施設及び幼児・保育施設等に対する物価高騰分の補填、及び令和5年7月大雨災害に係る宅地被害復旧支援金などに対応するため、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月3日付けで専決処分を行ったものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定しました。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件番号、議案第 5 9 号、件名、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

経過及び理由。

本議案は、大分県が事業主体である「経営体育成整備事業（柚ノ木地区）」の名称が「水田畑地化推進基盤整備事業」に変更されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 6 1 号、件名、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、豊後大野市が設置する「三重全天候型運動場」を、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 6 3 号、件名、令和 5 年度由布市一般会計補正予算（第 6 号）。

経過及び理由。

本補正予算は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9, 5 2 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 1 6 億 1, 3 9 8 万 5, 0 0 0 円とするものです。

当委員会に係るもので、まず市民提案型連携協働事業については 9 件の提案があり最終的に 1 件を選定された経緯などの報告を受けました。

歳出の主なものとして、由布市に住みたい事業は、移住者の増が想定より見込まれることから移住支援金 5 名分 4 4 0 万円と空き家バンク登録物件改修費用補助金の 7 件分 5 0 0 万円を増額。また、小規模集落支援事業費補助金 3 9 1 万 4, 0 0 0 円は、大津留まちづくり協議会が取り組む特産品の開発等にかかる補助金であり、委員会から担当課において、予定する年度内に事業の遂行ができるようしっかりとバックアップ体制をとりながら進めてほしいとの意見が出ました。

旧湯布院公民館跡地整備事業の 2 2 0 万円については、跡地整備にかかる由布院小学校敷地内の外構改修工事における設計業務委託料との説明を受けました。委員から、この事業に関連することは、当初の計画に盛り込めたのではないかという意見もあり、今後の事業遂行には市民説明会等の意見を踏まえた内容になるよう、慎重かつ関係部局とも連携を図り十分な協議を行うよう

意見を付します。

また、防犯体制確立事業では近年多発する特殊詐欺被害に対応するため、特殊詐欺等防止機能付き電話機^{2 0 0}台分の購入補助費として200万円の増額。電話機の設置は特殊詐欺被害の防止に有効な手段であることから、引き続き大分南署との連携を強化し広報周知を徹底することで、未然に防止を図るよう当委員会として意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 教育民生常任委員長、平松恵美男でございます。

委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和5年9月15日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は教育民生常任委員全員でございます。

担当課は記載のとおり。

書記は議会事務局でございます。

裏面をお願いします。

審査の結果、下記のとおり。

事件の番号、承認第7号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」。

経過及び理由。

当委員会に係る歳出の主なものとして、11款3項2目37万5,000円は、庄内公民館前の芝生広場において、6月30日の大雨で一部陥没が発生したことにより復旧工事をするものである。

11款3項3目の53万円は、6月30日に発生した落雷により損傷を受けた湯布院スポーツセンターの加圧給水ポンプ制御盤を修繕するもの。

慎重審査の結果、庄内公民館前の芝生広場については、今回の陥没に至った原因を究明したうえで、再発防止と安全対策を図るよう意見を付し、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第8号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」。

経過及び理由。

当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項1目1,996万8,000円、3款1項2目406万5,000円、3款2項1目53万2,000円については、いずれも物価高騰に直面し影響を受けている高齢者施設や、障がい者施設及び幼児・保育施設等に対する物価高騰分の補填として支援するものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第60号、件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第63号、件名、令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

経過及び理由。

当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項1目18節の住民税非課税世帯給付金300万円の増額は、住民税非課税世帯の見込みが、当初4,500世帯であったものが、100世帯の増加により4,600世帯の見込みになったことによるものである。

10款3項1目14節の工事請負費3,894万円は、挾間中学校プール改修工事によるものであり、プール槽、更衣室、トイレ、配管等の整備を行うとの説明を受けた。令和6年の供用開始に向け、工事に遅延が発生することのないよう意見を付す。

10款7項2目17節56万1,000円は、湯布院スポーツセンターの洗濯機を5台購入するもの。なお、センターにおいては全体の老朽化が深刻な状態である。しかし一方では、利用者がコロナ禍前の水準に戻ってきている現状もあることから、現在の社会ニーズに対応すべく、寝具の更新やトイレの洋式化などを含めた中長期的な施設の在り方を検討するよう、意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

次のページをお願いします。

事件の番号、議案第64号、件名、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億2,433万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ41億9,523万1,000円とするものである。

歳入の主なものは、11款繰越金で令和4年度決算により5,657万円を増額するもの。

歳出の主なものは、5款1項1目基金積立金2,828万5,000円は、繰越金の決定により増額補正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第65号、件名、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入4款1項1目繰越金と歳出4款1項1目予備費にそれぞれ207万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億5,145万8,000円とするものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第66号、件名、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億9,116万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ45億5,273万6,000円とするものである。

歳入の主なものは、8款1項1目繰越金1億6,401万9,000円で令和4年度決算により増額補正するもの。

歳出の主なものは、5款1項2目償還金7,014万2,000円、5款3項1目他会計繰出金3,778万6,000円で、過年度精算に伴う負担金の確定によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

どうそ、慎重審査、審議いただきまして、御可決できますよう、よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の加

藤裕三です。

委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和5年9月15日金曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者、委員全員でございます。

担当課、記載のとおりでございます。

書記、議会事務局。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会における主な審査項目として、11款1項1目農業用施設災害復旧費、同項2目林業施設災害復旧費、及び同款2項1目公共土木施設災害復旧費は、令和5年6月30日からの大雨災害に係る緊急対策に要したもので、査定に向けた測量設計委託料、国庫補助外の災害復旧に係る小災害補助金や、農地・林道・市道等に流出した土砂や倒木等の緊急除去工事費である。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第62号、字の区域の変更について。

経過及び理由。

本議案は、庄内町北大津留の柚ノ木地区2工区の土地改良事業の竣工に伴い字境界の変更を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第63号、件名、令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出における4款1項5目水道未普及地域改善事業95万2,000円は、庄内町中の水道組合が管理する水道施設が老朽化しており、

断水しないように配水管の布設替えを行うための経費に対する補助金。

6 款 1 項 3 目災害対応事業 1,800 万円は、令和 5 年 7 月に大雨により被災した市内水産業施設に対し、県の災害復旧支援事業費補助金を活用し遊休施設の修繕や流された機械類等の早期復旧を図るための補助金。

6 款 1 項 5 目県営基盤整備事業 7,257 万 7,000 円の増額は、県営の 6 事業に係る事業負担金の額が確定したことによるもの。

8 款 1 項 1 目土木総務費の委託料 128 万 7,000 円は、売却を検討中である庄内町の大師堂住宅跡地に関し、現存の侵入路が民地であるため当該路を分筆するための費用。

11 款災害復旧費 670 万円の増額は、令和 5 年 7 月大雨災害に係る補正であり、元治水井路の災害復旧工事に係る監理委託費の追加や、湯布院町畑倉地域の公共土木施設災害復旧費を増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 67 号、件名、令和 5 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）。

経過及び理由。

本議案は、令和 5 年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算から 5 万 1,000 円を減額し総額を 1 億 2,943 万 2,000 円とするもので、令和 4 年度決算確定に伴い繰越金、及び基金積立金が確定したことによるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 68 号、件名、令和 5 年度由布市水道事業会計補正予算（第 2 号）。

経過及び理由。

本議案は、令和 5 年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を 827 万 2,000 円増額し総額 8 億 5,854 万 8,000 円に、並びに資本的収入を 3,340 万円増額し総額 5 億 9,174 万 7,000 円とし、資本的支出を 3,410 万円増額し総額 9 億 3,196 万 7,000 円とするもの。

主な内容として、収益的支出における委託料 827 万 2,000 円の増額は、挾間取水場における水利権更新業務の委託料。資本的支出における請負工事費の増額のうち 1,947 万円は、配水管改修工事費の追加分であり、挾間町東行地区の水圧不足を解消するためのユニット型ポンプを設置するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審査、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、決算特別委員長、鷺野弘一君。

○決算特別委員長（鷺野 弘一君） 皆さん、おはようございます。決算特別委員会委員長報告をいたします。委員長の鷺野です。

決算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和5年9月13日、審査、まとめ。

場所、本会議場です。

出席者は記載のとおりです。

裏面を御覧ください。

審査結果。

認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由。

令和4年度一般会計における経常収支比率は、前年度比で6.4ポイント上昇し95.7%で、財政力指数は、前年度比0.01ポイント低下し0.413となっている。

歳入総額では235億2,767万1,000円で、前年度に比べ4億3,039万6,000円の増、歳出総額は226億8,295万1,000円で、前年度に比べ2,353万2,000円の増である。

予算現額の258億9,646万9,000円より支出済額と翌年度繰越額を除いた不用額は8億2,199万3,000円となり前年度に比べ9億9,033万2,000円減少している。

国民健康保険特別会計は、歳入総額40億8,827万9,000円で、歳出総額40億2,170万8,000円、実質収支額は6,657万1,000円で、前年度に比べ0.7%の支出増となっている。保険税の収納率は82.5%で、前年度より0.5ポイント改善している。

介護保険特別会計は、歳入総額41億7,803万4,000円、歳出総額は40億1,401万4,000円、実質収支額は1億6,402万円。保険料全体の収納率は98%で前年度から0.3ポイント改善しています。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額8,931万4,000円、歳出総額8,911万7,000円、実質収支額は19万7,000円。使用料の収納率は88.2%で前年度より1.7ポイント改善しています。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額5億3,058万1,000円、歳出総額5億2,850万

9,000円、実質収支額は207万2,000円。保険料全体の収納率は99%で前年度より0.4ポイント下降している。

以上、一般会計と4つの特別会計の歳入歳出決算の審査を行いました。各委員による質疑が行われ、令和4年度決算について情報共有を行いました。

決算特別委員会において、各委員から出された意見等に十分留意し、市財政の健全化と市民福祉の増進に向けて、引き続き努力していききたいと思います。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案認定すべきと決定しました。

次に、認定第2号、令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由。

給水状況については、給水人口は3万34人、普及率94.5%である。また、年間総有収水量は前年度比で6%増加し、382万8,315立方メートルで、有収率は前年度比1.1ポイント上昇し70.4%であった。また、水道料金の収納率は81.3%で前年より0.8ポイント下降しているが、一般会計の出納整理期間を想定した5月末日現在の収納率は95.4%で、前年度に比べ0.7ポイント改善している。

予算執行状況については、収益的収入決算額は9億578万3,758円で、収益的支出の決算額は7億9,139万3,995円となっている。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は、1億4,935万5,485円、経常利益は9,667万3,222円、当年度純利益は9,618万4,357円となっている。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は2億5,821万2,036円となっている。

また、施設の整備・拡充のための資本的収入及び支出について、収入において企業債や一般会計からの補助金などが主なもので、決算額は2億4,137万2,914円となっている。

支出においては、請負工事費と実施設計委託料ほか、人件費、企業債の償還金が主なもので、決算額は5億6,919万597円で、翌年度繰越額の財源を除く収入額が支出額に対して3億2,781万7,683円の不足となっている。

この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、前年度からの繰越工事資金、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填している。

慎重に審査した結果、全員一致で原案認定すべきと決定しました。

以上、報告を終わります。慎重審査の結果、皆さんの御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） 先ほど総務常任会報告をしました。3ページ目の一番最後、議案第63号ですが、訂正をお願いしたいんですが。

下から5段目の、特殊詐欺等防止機能付き電話機100台とありますが、200台です。すみません。訂正を、100台から200台にお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 皆さん、訂正よろしくお願いします。

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各議案の審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いいたします。

まず、日程第2、認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号、令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題として質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第59号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第60号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第61号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第62号、字の区域の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第63号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（3番 佐藤 孝昭君） 教育民生委員長にお尋ねいたします。

10款3項1目の挾間中学校プール改修費がございますけれども、今、挾間小学校のほうが、プールにおきましてB&Gの方を使うような形になったと思います。

この改修につきまして、中学校のほうもそういう検討もされたかどうかの協議があったかを教えてください。

○議長（長谷川建策君） 平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） お答えします。

その件につきましては、挾間小学校がこういう状況であるので、中学校もそういう検討はしましたかということをお聞きしました。保護者を含めて十分検討した結果という報告を受けております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第64号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第65号、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第66号、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑は終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第67号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第68号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。よろしく願います。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

----- . ----- . -----

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第16、報告第20号及び日程第17、報告第21号を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました2件の報告案件につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第20号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第21号の専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細については、担当課長より説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告について、詳細説明を求めます。

まず、報告第20号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。報告第20号について詳細説明をいたします。

報告第20号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月22日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和5年9月6日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和5年6月30日午後10時17分頃、大雨に対する夜間道路パトロール中、湯布院町川北2209番地において、甲の運転する車両が後退した際、駐車していた乙の車両の左後部に甲の車両の左後部が接触し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を34万7,915円と定めたものでございます。

末尾に、当該車両の損害状況の写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第21号について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。報告第21号について、詳細説明をいたします。

報告第21号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月22日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和5年9月8日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、本件は市道上の2か所で連続して発生した事故であり、うち1か所は、報告第12号及び報告第13号と同じ場所でございます。

令和5年7月23日午前6時頃、由布市湯布院町川南1696番地3先の市道八山線において、市道上の陥没箇所にて走行中の乙の車両の左側タイヤが落ち込み、左側前後タイヤ及びホイールが当該陥没箇所に接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

また、その後、同時刻ごろ、その先の湯布院町中川24番地1先において、市道上に陥没箇所があり、走行中の乙の車両の右側タイヤが落ち込み、右側前後タイヤ及びホイールが当該陥没箇所に接触をし、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を74万5,000円と定めたものでございます。

次のページ以降に写真を添付しておりますけれども、最初のページの上下2枚が、川南の現場の陥没箇所でございます。次のページの上下2枚が中川の現場でございますけれども、本件の当事者からの連絡が事故発生から5日後であったことがあり、既に川南の陥没箇所の補修作業と同時に中川の陥没箇所の補修が完了していたことから、写真は補修完了後の写真の添付となっております。

また、次の2ページには、当該車両のタイヤ及びホイールの損傷状況を示した写真を添付しております。

このたび、同一市道の管理瑕疵により複数の事故が短期間に発生しましたこと、重ねてお詫びを申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの報告2件については、全員による質疑としたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。

まず、日程第16、報告第20号、専決処分報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 報告第20号についてお聞きします。

これ、後退の際、駐車していた車に当たったということなんですが、この川北2209番というのは道沿いの家だと思うんですけども、これ、道の真ん中で行政側の車が、どうやってバックしたのかなと思って、ちょっとこれが分からないんです。

この御自宅というのが、すぐ道の横に建っていますので、その家のほう、どういう発生状況な

のかなと、駐車していた車にぶつかるというのは、なかなか難しいような状況下だと思うんです。

狭い道を行政側の車がバックしたというのだったら、これも、その意味がちょっと分からないので、これ発生したところ、ちょっと詳細を教えてくださいなと思ったんですが。

○議長（長谷川建策君） 湯布院地域整備課長。

○湯布院地域整備課長（一野 英実君） 湯布院地域整備課長でございます。お答えいたします。

本場所において、まず、交差するところで土砂の流入があったというのを見て、それを通り越して、その箇所をもう一度調査しなければいけないということで、戻るためにバックをするときに、道の少し真ん中辺りからバックをしたために、それと視界が悪かったために、後ろのほうを駐車している車にぶつけてしまったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

次に、日程第17、報告第21号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。田中廣幸君。

○議員（7番 田中 廣幸君） 金額がかなり大きいので、ちょっと心配したんですが、タイヤの写真をみるとタイヤが扁平のような気がして、これ、車検に通るようなタイヤなのか、もしくは事故車両が写っていないので、どういう車なのか、ちょっと私が把握できないので、その辺の詳細と、こういうふうにも2回も大きな事故というか、タイヤが落ち込むような運転をしていた人には、事故というか病院に通うような、そういうことはなかったんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。最初の御質問の車の部分についてお答えいたします。

当該の車両は、国産の高級車でございます。タイヤサイズ等は、規定の車検に通るサイズであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 田中廣幸君。

○議員（7番 田中 廣幸君） あともう一つは、ドライバーにはけがはなかったんですかということ。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） お答えいたします。

人的な被害というか、お体に何かおけがしたとか、そういうことは今回はございません。

○議長（長谷川建策君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） この場所が、３例目です。もう、これ以上に、今、話合いとかやっている事件はあるのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） お答えいたします。

この路線といいますか、今回、事故がありました現場付近への、今、事故が発生をして示談交渉中であるとかいった案件はございません。

○議長（長谷川建策君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時27分休憩

.....

午前11時27分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

お諮りします。ただいま、議員発議として発議２件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この３件を日程に追加し、議事日程第６号の追加として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、この３件は追加日程第１から追加日程第３として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第１．議案第２号

追加日程第２．議案第３号

○議長（長谷川建策君） まず、追加日程第１、発議第２号及び追加日程第２、発議第３号の発議２件を一括上程いたします。

初めに、追加日程第１、発議第２号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第２号について。１６番、田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） 発議第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成１７年議会規則第１号）第１４条第１項の規定により提出します。

令和５年９月２２日、由布市議会議長、長谷川建策殿。

提出者、由布市議会議員、田中真理子。賛成者、由布市議会議員、佐藤孝昭、由布市議会議員、
瀏野けさ子、由布市議会議員、鷺野弘一、由布市議会議員、太田洋一郎。

提案理由、地方財政の充実・強化を求めるため。

裏面をお開きください。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て
施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策な
ど、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、被弊する職場実態にある中、新
型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。

これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方
一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十
分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積も
り、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1から10につきましては、熟読をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年9月22日、大分県由布市議会議長、長谷川建策。

提出先は、衆議院議長、細田博之殿ほか記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、発議第3号について。9番、平松恵美男君。

○議員（9番 平松恵美男君） 9番、平松恵美男でございます。

発議第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第
1項の規定により提出します。

令和5年9月22日、由布市議会議長、長谷川建策殿。

提出者、由布市議会議員、平松恵美男。賛成者、由布市議会議員、吉村益則、甲斐裕一、加藤
幸雄、坂本光広、首藤善友。

提案理由、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため。

裏面をお願いします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が

山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を、十分に確保することが困難な状況となっています。

また、21年度の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。

きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現や全ての職種を含めた抜本的な教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度について、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。全国どこに住んでいても、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的な教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記で、1から3、ございます。

1、教育環境改善のために、全ての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

内閣総理大臣、岸田文雄殿、内閣官房長官、松野博一殿、文部科学大臣、盛山正仁殿、財務大臣、鈴木俊一殿、総務大臣、鈴木淳司殿。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 以上で、発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、今回定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。これで令和5年第3回由布市議会定例会を閉会します。大変御苦勞でございました。

午前11時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員